

廣益俗說辨三

天子

13

954

4

廣益俗說辨卷五目錄

天子

新

垂仁天皇御宇ハツノ日輪出^リと射^サうめ^井後^後

同

景行天皇小栗樹^クを^キつ^キ紙^シを^シと^ト後^後 訂補

補

應神天皇三年三月^ミひて^ヒ御誕生^ミ後^後

一

同帝尾^ヒ跡^ミと^ト物^{モノ}わ^ワり^リ後^後

新

継體天皇^キ花^ハ道^{ミチ}乃^ノ後^後

二

用明天皇^ヨ豐^{トヨ}後^ゴ國^{クニ}美^ミ事^{コト}長^{ナガ}者^ハう^ウ牧^{ウシ}童^カと^ト成^{ナリ}乃^ノ後^後

新

崇峻天皇^シ皇^{ミコ}ハ^ハ釋^{シヤ}迦^カ佛^{ハツ}乃^ノ化^ケ身^ミと^ト云^{イハ}後^後

補

天智天皇^チ腹^{ハラ}赤^カ乃^ノ御^ミ勢^セ乃^ノ後^後

伊
954
卷 4

廣益俗說辨卷五目錄

三
天智天皇山抄三
の華抄三
の壹天五
一終大説

廣益俗說輯卷五

井澤長秀輯錄

天子

[illegible]

曰武藏國也。以武具指置之儀訓牟佐志也。少何
後、密仁帝より、後、武藏國と号せられたり。明
なり。又梯の事、密仁帝の御宇に、倭家といふ事
非なり。神代卷に倅并諾尊倅并並多天孫とありて
大日靈貴フホヒルメノミコ天照アメノミタマと天上より舉降すとあり。秋日本紀云、乃
天之御柱為其登橋者則送之天也。天柱甚短而
爲其登橋者是時天地相去未遠之故也。日本紀纂疏云
送ルヲ於天ニ以テ瓊矛爲梯也。○丹後風土記云、倅射
祭藝尊天爲通行而梯作立。○但し、辰と天地を以て
人偏といふ人偏とありて、天地といふを口説わり
付不より用と書るは、禊とくまらんと奉也。され梯といふ先
なり。又日清系本、日向と書き、いふ事非なり。日本紀

小景^{ケイミョウ}乃天皇十七年春二月幸子湯縣^{コトノカタニマツク}遊于丹波^{ニヒノ}
野^ノ時東望謂左右曰是國也直向於日出方故號^{ヒイツルカタニユニナツク}
其國曰日向也^{スライフ ヒロカト}也中^ニ有^ハ山仁帝^{スイ テイ}之宮以後此号あり
又鳥乃頭小珠^{カニス カシラ ゴメ}乃事^ニ冰乃^{ヒヨ}但日本紀小島仁天皇^{スイニシ}
八十七年春二月大中姫物部十千連^{ナカヒメモノハヘ トヲチノムラニ イソノカミ}乃石上比神^{トニ}
^{オウ}寶を祀と先しゆに其神寶乃内^{ナカ}牟士^{ムジ}乃腹^{ハラ}
又出坐所八尺腰乃勾曲^{ヤサカニ コカクニ}乃中記^{ナカキ}より付^{ツケ}佐^サよりりて
妄^{マダカサ}能^サ家^セあや又鳥乃玉次^{カニス タマヂ}備社^{ビヤ}の志^シ先^マに於^アて各
非^{アラ}なり尾張風土記^{ヘリフツト}神名帳^{シニ メイテウ}頭書^{カンラカキ}と考^{カウ}考^{カウ}は藝田^{エイデン}氏^シ
同本武尊^{ヤマト タケノミコト}殘^{ニジ}祀^{イサ}後小伊弉^{ノキ イサ}並^{ナニミコト}乎天照太神素盞^{サノヲ}爲^ナ

高倉稻命宮貴姫とわくせき山毎日本紀舊事紀古
事記帝王系圖次考後日本武尊ハ高仁帝乃孫
少景乃帝此子なり高仁帝十八年より九十四
年成終て生れ終て其相違と多し又倭磐坂
高倭姫世記ハ雄略天皇二十二年七月七日小建立
せり高仁帝十八年より四百餘年以後也又宇佐
八幡宮と廿二社註記ハ聖武帝御宇神龜四年小
建立と阿武高仁帝より三十代より以後なり又
逢坂園明神ハ蟬此中醍醐帝此御宇乃人なり
高仁帝より四十九代より及又住吉明神ハ攝津風

土記云所以稱住吉者昔息長足比賣天皇神功皇后
世住吉大神出現而巡行天下覓可住國時到於
沼名掠之長岡之前前者今神宮乃謂斯實可住
之國遂讚稱之云真住吉國乃是定神社今俗畧
之直稱須美乃敷少見くぬと高仁帝より少
の後此事なり是等代より少くとも一國
小瀬南子云竟時十日並出草木焦枯竟命事仰
射十月中其九鳥皆死墮羽翼と何ぞ妄誕と曰
乃事小誤なり少くも此なり

新景乃天皇小栗樹より代あり

三年三月也ハ世治セなり

貝奈好古云此後承平なり日本統一ニ據て考ふニ仲哀天皇八年己卯ツキトウなりハ天皇神功皇后也ト也小碓ツグシ事幸ミチまニ由ヨリと九年庚辰カクタツなりハ二月天皇忽タラシたやみ終ハ事わけて翌日ヨリよかきすハぬきなりハ神功皇后ハ所懐胎クハイタイなりハ天皇此紙コとハげハも世治セなりハあ三韓ミカンと征セりハふハ韓降伏カンクウフクなりハハ所復キナフ期キしハて三月十四日應神天皇御ミコ統ツクシ案シの故田カダ中ナカへみまハ終ハるなりハ幸カキ己ミ卯ミ春二月神后皇子ミコとハも小京コノミヤに上ノボりた志シ終ハるなりハ此度コノタビ兄ケイ麤コ坂サカ王ミコ恐ヨレ然シ王ミコ作イと軍イクサ武ムス紀

是コノ神后皇子ミコ伐害ハとんとせしむハかきけいハなりハまけて皆死ミタマなりハなりハハ神后皇子ミコなりハも難ナニなく弟ニより終ハる則スナハチにハなりハハ神功皇后ミコ元年ミコとハ次ツギ壬午ミツノエれハの冬仲哀天皇ミコと河内國長門ミナト陸リクは葬ハナりた神后ミコの三韓ミカンの太敵タキと攻セめハる邦内ハクノチに逆徒ギャクテなりハ亡ホシ天下タノカ戦掌タテヲにハたありハハなりハ三年癸未ミチノエ此年正月三日ホシ癸酉ミチノエ皇子ミコとハも太子タチなりハ終ハる癸酉ミチノエ皇子ミコ則スナハチに應神天皇ミコ神功皇后ミコとハもわかれありハ後ハ八幡大神ハチマタノカミとハもありハもなりハハ癸酉ミチノエ皇子ミコハ已卯ミチノエなりハの正月トウより神后ミコの胎内ハよりハも海ウミありハも

やうし生後よりいふも実上天下を治めんと定給ふ
と云ふ事なりし正月三日おきたはる御代三年二月と
り庚辰のしるし壬午の年まで三年矣事なりハ
云えて三日おれたる是よりいひわたりて三年三月と
いひたはる御代三年三月まで参回するまじれり云
皆不謬なり候なり

一應神天皇尾跡より物なりし説

俗説云應神天皇ハ龍神の御す名をいひしは龍の
尾よりぬれりといふ事ありしと御代より云
との説なりてしるし御代よりいひたはる御代より

出づるなりし御代よりいひたはる御代よりいひたはる
事なりしと云ふ事なりしと云ふ事なりしと云ふ事なりし
事なりしと云ふ事なりしと云ふ事なりしと云ふ事なりし

わたり云應神天皇と龍神の御す名をいひしは龍の
尾よりぬれりといふ事ありしと御代より云
との説なりてしるし御代よりいひたはる御代より

新継體天皇記述の伝

俗説云継體天皇ハ即位よりいひたはる御代より

皇子とやせしう紙本國味る中よりさうなれり
ナ勝一城武烈天皇御代とゆつゝあききりしめて所
ひうひろくさう供奉して上洛わり即位すし海と
ひと紙本前出て御龍を此照日帝といふ女房お所備
息と御子たはあり花筐と紙本一玉珠よかれ女房
所備息をいふあききりおれあききりおれあききり一月
かきりあききり一玉珠よはわつゝあききり女けあききり紙本
紙本一和列と徳宮よあききりあききりあききりあききり
あききり降延わりけあききり即位し後安閑天皇といふあききり
いりあききりあききりあききりあききりあききりあききりあききり

とあききり

今按ふは舊事紀と考ふは継體天皇紙本男大迹天
皇たうき更名あききりあききりあききりあききりあききりあききり
わきあききり安閑帝の母は照日帝といふあききりあききり
安閑帝母尾張連等祖連之妹目子即女といふあききり
継體帝紙本前出味同野はわきあききりあききりあききりあききり
越前より上洛りし紙本花筐といふあききりあききりあききり
紀よ継體帝の父あききりあききりあききりあききりあききりあききり
媛といふあききりあききりあききりあききりあききりあききり
幼年の時あききりあききりあききりあききりあききりあききり

向は故て養育し奉る其後上洛しあひ所仕わいて
 御母を尊ひて皇太后とまりはるわたり舊事紀よ
 饒速日尊長體彦の妹神炊屋姫を娶ふと姫のあそこ
 ぎ姫小令とてはるゝめ女子若男子なりハ味間見命
 又云宇摩志麻治命 ちかみきんとこのこまみすてよして
 うみ彦の男子なり故味間見命と号と饒速日尊
 神須古止之後神炊屋姫の養ふとすまてをいへ
 るゝと汝の子吾とて形見物とせし中神天璽瑞宝
 代授彦とては二流とすわをせて安化せしとれり
 三用明天皇豊後國美甘長者の牧童と成る所
 依託云用明天皇の御宇豊後國は美甘長者といふ者
 ありと女子わたり玉世姫と名づく其容色世より終
 貴とて敬みお達しきれば帝のうはぬき御ふりあ
 かの姫代名よとすけとと勅わたりきれやといふ細
 有きん長者遠方よりあひけつぬふとて姫代めされ
 ひるまゝ世よりれたる財を神炊屋姫にみるそとこれ
 姫代奉るへしと有し御宇はまてとてはるの財を出
 しけぬ故帝をみる方形やたかきん十六万奉るをふ
 禁裏と名のり出給ひ豊後國より御名代山路とわ
 り免長者の牧童とたり所ををけりて玉世と通るふ

廣雅釋義
 卷之三

其後滿馬よりて天子が事わかれ一六長者作と
ろきかされて娘とやうと一落たり奉り登徳太子
彼玉世娘うきと相傳ふ

今按ふにけつ國史及豐後風土記ゆの見ると同
紀舊事紀と考ふに用明天皇十六歲代より
即位四十歳にて即位翌年崩御なり其後遠
國より幸ふ事あり登徳太子此母と欽明帝此女
用明帝の妹とて元徳初間人皇女とて一統御元
帝后よりて延喜四男とて一と一と厩戸皇子
子よりてわきまに後醍醐天皇とて一但一日に
安

康天皇大泊瀬皇子此母め小大系香皇子 仁徳天皇御記

長乃妹橋媛姫 如大系香小御孫見履仲帝女と聘日んと根

使主とて若とてはるるもみはるる大系香皇子の

を志すにみとて押木此珠得と根使者よりして天皇

みとてみとてに使主け珠得とねとみとて大

系香皇子とてはるる一統奉りまれの天皇に逆轉みとて

大系香皇子代害一其妻中帝媛 後仲帝女母ハ情

ありとてはるるに皇后とて橋媛媛代大泊瀬皇子

後大系香皇子子眉輪王 橋媛媛の孫ハ

越けり大泊瀬皇子殺眉輪即位一あり雄略

天皇なりき河みと清寧天皇より清寧に河みか
らうらう國くに勅^{ミツ}下りて皇^{ミコ}親と尊^{ミコト}親^{ミコト}ひし
履仲天皇の河孫臆計王弘計王より人たより其
河父市邊押磐王^{中帝}姫兄も子相わいて大泊瀬乃あふ
教えあひく二人も子も其害とせうもんあそ
播磨の赤石^{ミナト}の落^ノ松^{マツ}丹波小^{ミナ}子^コ鴻^{ワカ}稚^{カコ}子^コと定て
編見^ミ屯倉首^{ミナ}舊事^{ミナ}紀^{ミナ}糸^{ミナ}見^{ミナ}長倉首^{ミナ}少^{ミナ}の者^{ミナ}れ僕^{ミナ}
と^{ミナ}なり牛馬^{ミナ}を^{ミナ}牧^{ミナ}て居^{ミナ}あひくわく^{ミナ}紀^{ミナ}國^{ミナ}司^{ミナ}小^{ミナ}楠^{ミナ}響^{ミナ}
宴^{ミナ}の席^{ミナ}より出^{ミナ}て履仲天皇の孫^{ミナ}を^{ミナ}ばと^{ミナ}成^{ミナ}う^{ミナ}ナ^{ミナ}名^{ミナ}案^{ミナ}
孫^{ミナ}ひ^{ミナ}れ^{ミナ}小^{ミナ}橋^{ミナ}た^{ミナ}は^{ミナ}ら^{ミナ}る^{ミナ}ま^{ミナ}い^{ミナ}き^{ミナ}上^{ミナ}洛^{ミナ}け^{ミナ}首^{ミナ}成^{ミナ}達^{ミナ}

けるは清寧^{ミナ}敷^{ミナ}感^{ミナ}わ^{ミナ}いて二人^{ミナ}を^{ミナ}む^{ミナ}く^{ミナ}や^{ミナ}か^{ミナ}い^{ミナ}
後^{ミナ}は各^{ミナ}即^{ミナ}位^{ミナ}一^{ミナ}孫^{ミナ}ひて顯宗^{ミナ}天皇^{ミナ}仁賢^{ミナ}天皇^{ミナ}中^{ミナ}ま^{ミナ}う^{ミナ}次^{ミナ}
やわ^{ミナ}け^{ミナ}孫^{ミナ}粗^{ミナ}相^{ミナ}や^{ミナ}う^{ミナ}是^{ミナ}あ^{ミナ}う^{ミナ}て^{ミナ}は^{ミナ}く^{ミナ}一^{ミナ}末^{ミナ}あ^{ミナ}ん
新^{ミナ}崇^{ミナ}峻^{ミナ}天皇^{ミナ}ハ釋迦^{ミナ}佛^{ミナ}乃^{ミナ}化^{ミナ}身^{ミナ}と^{ミナ}う^{ミナ}夜^{ミナ}

俗^{ミナ}説^{ミナ}云^{ミナ}蘇^{ミナ}我^{ミナ}馬^{ミナ}子^{ミナ}東^{ミナ}漢^{ミナ}立^{ミナ}野^{ミナ}を^{ミナ}か^{ミナ}う^{ミナ}ひ^{ミナ}て^{ミナ}弟^{ミナ}後^{ミナ}天皇^{ミナ}成^{ミナ}執^{ミナ}
と^{ミナ}い^{ミナ}く^{ミナ}帝^{ミナ}四^{ミナ}句^{ミナ}乃^{ミナ}文^{ミナ}成^{ミナ}と^{ミナ}あ^{ミナ}え^{ミナ}う^{ミナ}我^{ミナ}身^{ミナ}本^{ミナ}體^{ミナ}釋^{ミナ}迦^{ミナ}尊^{ミナ}
慈^{ミナ}悲^{ミナ}衆^{ミナ}生^{ミナ}即^{ミナ}王^{ミナ}位^{ミナ}慈^{ミナ}眼^{ミナ}世^{ミナ}間^{ミナ}無^{ミナ}常^{ミナ}理^{ミナ}終^{ミナ}歸^{ミナ}靈^{ミナ}山^{ミナ}寂^{ミナ}光^{ミナ}
土^{ミナ}れ^{ミナ}釈^{ミナ}迦^{ミナ}佛^{ミナ}乃^{ミナ}化^{ミナ}身^{ミナ}乃^{ミナ}あ^{ミナ}な^{ミナ}り

林^{ミナ}羅^{ミナ}山^{ミナ}翁^{ミナ}春^{ミナ}秋^{ミナ}乃^{ミナ}法^{ミナ}成^{ミナ}と^{ミナ}い^{ミナ}て^{ミナ}は^{ミナ}事^{ミナ}成^{ミナ}書^{ミナ}と^{ミナ}い^{ミナ}く^{ミナ}八^{ミナ}
耳^{ミナ}試^{ミナ}天^{ミナ}皇^{ミナ}や^{ミナ}八^{ミナ}耳^{ミナ}ハ^{ミナ}鹿^{ミナ}乃^{ミナ}皇^{ミナ}子^{ミナ}乃^{ミナ}と^{ミナ}國^{ミナ}中^{ミナ}乃^{ミナ}馬^{ミナ}子^{ミナ}試^{ミナ}崇^{ミナ}

後中より弒逆と称せたりハるは、成八年と書せ
春秋の春秋宣公四年の經ハ夏六月乙酉鄭歸生弒其
君とあり弒せし人ハ公子宋なりとあり、成九年と書せ
公子聖筆乃殺かりありとあり、成九年と書せ
たり、歸生ハ鄭ハ貴戚ありて政を執し人あり公子
宋ハ君族弒せんとする處に歸生ハ居てその小相
とて歸生とてふ處を去るすといふ事又これを制し
て先とて宋終ハ宋を弒と歸生とてふ處に居
其身國の大位よりて交斷を記事ありといふに
うゑと弒せしとて其ハ君族弒と歸生とて同ド

此故ハ聖人罪戾歸生ハ故とて万世の事あり、
臣賊ハ此戒と稱し、後ハ王庶子也又貴戚ありて
政を執し人なりとて、歸生ハ驕なりとあり、成
制しとて、成九年天官弒弒とて、成九年と書せ
是鄭ハ歸生ハ同ハ者なり、太子馬子とて、佛
と好て其ハ故とて、相合ハ同氣相應す、成九年
罪惡なりとて、成九年と書せ、成九年ハ天資聰明
人なりとて、聖人ハ道とて、成九年ハ異端の教ハ
まゝとて、成九年ハ君族弒とて、成九年ハ逆弒とて、
す、成九年ハ羅山とて、成九年ハ後世佛と信とて、

好されども其惡狀多て厩戸馬子も衆惡と爲らん
も先崇後帝と秋迦乃化身とわかれ世傳と誣る
事ゆれ

補 天智天皇腹赤れ河勢の説

倭既云天智天皇位すに位す即然と云ふも天皇を食れ
相打ちすす中も此をまれハ朕帝位は即ても食を
食ふは所を食ふと云ふは即ち相打ちもが了即位以前
其相打ちも人とも西國は河勢なりハ後國に誘ふ所
所より所を通ずるはけりゆふも是を食ふは即ち相
打ちも供所よりすも是を食ふも一ハ網を引海人は魚

とめられて河勢も是を食ふも先々海勢なり奥乃名代河勢
なりも是ハ鮠と奏しやと其後河勢即位すくても是ハ
魚と年上にて倭(奉)鮠ハ河勢なり先なり
後ハ腹赤れ鮠とわかれハ後赤ハ
石鮠魚なりともいハ鮠の字を用

今按ふに河勢各水なり天智天皇にわかれと云ふ天皇
なりハ後國水作爲なりハ肥後國玉名郡長渚腹赤
侯なりハ肥後風土記云玉名郡長渚濱西在郡昔者大
足彥天皇景行 天皇 誅球磨 肥後國球磨郡に傳り
大隅國嚙喉郡 還駕之時泊御船於濱御船左右游
魚多之棹人吉備國朝勝見以釣釣之多有所獲

めて魚敵甚多し何れ極よ宇太より十餘里を越て
 腹赤れ魚とをせしんや諸説區々なりと云ふも風土記
 は元明帝の勅ふよりて甚固しり志あり出せし書あり
 云々と云接とすへきをもみなり

三 天智天皇山科^ニ移幸^スス^ル天智天皇御

倭寇云々智天皇山新小行幸わうーう其時中興ア了結
 一ツ登天志をうかと相傳ふ此故に崩ホウ一爲之五市代志を
 米コメ河カハ舊コウ代落ラツらすうを所不コレ河カハ陵レイと云

宣統十年九月寢疾不豫十月疾病弥留十二月乙

色崩子アヲミヲミヤニ近江官

乃時太后悼の御歎とて我

是國史時代文

なり崩し孫所い近江乃滋賀^ニあたり志す子孫後世
わきまひて^チ敵^コ居士^ニう事^ニ成^ニ混^コ雜^ニして天智天皇元年

中興萬^ニ元亨^{コウ}秋^ニ書^キ云癸^{ホウ}龜^キ九年四月汝^ニ門^ニ延^ニ經^ニ

報恩^{ガユメ} 爰^{アハ}に告^{ツケ}ぐ山^{ヤマ}で淀^{ヨト}河^{カハ}より水^{ミヅ}は金^ニ文^シ乃^キありと云^{イハ}ふ

^{千三} 終るに成るゝみ水上をまの程で游乃を空にひる
^{女半}

小ぢやうに葉屋より自家^井乃老翁^{ラウヲウヲ}飛出^{ヲキナ}了結^{ヲキナ}け難^{ヲキナ}あじう

此海^{ナニ}姓^{ナニ}名^{ナニ}ハ心^{ナニ}正^{ナニ}スビ^{ナニ}トク^{ナニ}ク^{ナニ}年^{ナニ}そ^{ナニ}と^{ナニ}同^{ナニ}

孫々々々我々々々
男ナ
 戯け地よりかゝりて
子ナ
 笑ふと二百歳に
サイ

廣益俗說辨卷六目錄

天子

一 天武天皇（天武）逆臣大友皇子（大友）被殺して即位せしめ

新同帝乃御宇國柄乃奏^{ミウ}
クズ
 之^{シテ}多^{タリ}況^{カハレ}
附
 同帝必二可^ニ
サツ
 室

五五無^レ功^二其^レ功^一不^レ復

二
聖武天皇ハ聖武天皇ノ孫

補
同帝舍利を大神
より献ぐ

三桓武天皇ハ賢主ト云ハ

四
清和天皇相撲代勝負よりて即位代説

五
延喜天曆ワニキ此聖代リヤクと云ヤイ然

今又云天武天皇大友皇子と天下をわたりての終ひ
けりといはれ中国にて大友皇子と云ふを改せんや
時天武乃御璽ハわたり三百餘騎大友皇子乃御璽ハ
之萬餘騎なり璽多少云々云々かたきをなかり
まはさるるめいけりし來りぬるも云々云々やうか
よめりる無二万餘騎天皇乃御方小出来て大友皇子
乃璽を十方いづきちと云々云々て其璽二万乃
也名にあげぬ

今按るに國栖麥ハ天武帝此云云云々云々云々
應神帝乃御方小云々云々云々日本紀云應神天皇

十九年冬十月初日吉時云々云々云々一終ふに國樛
驪を故と國樛ハ系より東南ふて山脈をなす云々
河より吾等云々云々後系赴て云々云々云々云々
云々ハ栗菌及年魚乃云々云々云々又二万
乃從相遠と本朝之粹三善清行説に備中國下
道郡有通磨郷爰見彼國風土記皇極天皇六年
大唐將軍蘇定方率新羅軍代百濟百濟遣使乞
救天皇行幸筑紫將出救兵天智天皇為皇太子
攝政徒行路
天智天皇統前國上座郡朝倉山中云々云々云々
藤原氏の奥後お十羽抄等云々云々詳に藤原氏後風云々云々
云々云々の事云々云々云々云々云々云々云々云々云々

小密通一宋汝汝見帝之夢一々後も天皇き
いさ終に次元勝は事と傳きて廣嗣と終に帝孫廣嗣
秋めく退け太宰府に督小賊と廣嗣いふふそふと
魏家よをいて謀叛しをれば大母東人となり多
珠せうは是より元勝孫朝恩よはふと密衣をて成
ふ後より晝夜をも小内裏にわたりて光明子二男を成
う光りて是元勝の子なり 大和奈良能元勝公今此智成
ふ八聖乃凡とつる人といふて
光りてふと 此男も長て難装して吾孫傳ふと
日本後代は信正吾孫姓阿刀大皇子名く光りて之を
子なりとわたり 野極よ 又光明子帝は信て信家成建
載く又同

又つて千人代成と云 信正后代
の教よ 又帝東大寺成建大佛と
はくより幸し佛像をむひふつ三寶成好と稱し
終に同十三年甲寅ち小廬舎那佛成像と建天白と
信より其繩よりあひて行基朗系をわたり信と
れはわたりと帝神信作わたりて行基よ菩薩号成賜
て宮中出入と結ふ元勝僧正わたりに信成たり
まれ帝を漸くうとふと所をわたりきん元勝と號
紫の流し流しを信よ天平十八年及六月後前代成
寺よといて廣嗣の号よ信よりと終に南都の興福寺
小元勝の頭と終より其頭よ元勝此二字より光明子

かの首級埋せせ塔と建させ居る後と頭塔と
帝位成守女も此塔孝慈天皇より母の老の宮に小松川に鑿り
多沙海勝蔓也と稱し終て見くう互位に改新
明王のときあさうわらひてふ成聖人といひ
あふ佛法より成依し佛成りて寺を多く建
きし今令く浮屠氏乃私をわり

補 聖武天皇舍利と献す伊勢大神宮
俗に云聖武天皇行基の勅し佛舍利一粒と云ふを
列よりう大神宮に献しめり行基南門大松乃
下小廬をひとひて飛松念して上首級者七日を初と

七ねみわすれは神及んぬるあ囀てめさうく
實相真如之月輪照却生死之長夜本有常住之月
輪燦被煩惱之迷雲我今逢難遭大願如渡得船又
受難得寶珠如晴得炬師として佛舍利と献すふれ
さうけんて那家と稱せよと云基舍利と云はる
ふねさ光教の如くうも半成奏と帝大に候を以て
がう行基と廟傳とする事初候よりかき候て橋は
小勅して辨別はまうてあふる信兄はと神勅もか
信兄は信乃と帝乃所置はと云大神位をてめさう
日佛と云れ思盧舍那なりとて日佛の相とわう其

右少辨從五位下紀朝臣宇美陰陽頭外從五位

下高參大賚神寶奉于伊勢太神宮太神宮例文云伊勢公卿

勅使聖武天皇天平十年五月辛卯勅使右大臣

伊勢勅使部類記云公卿勅使雜例聖武

天皇一度宣命趣遣唐使平安夏太神宮例文云

明院勅使百三十度自聖武帝至持

又聖武帝御夢此事云云山陰高加云

大云夢思ひ乃わねて何と此夢よけき人難

取一殿乃高家と夢よ傳授と得事成湯乃政みか

る一多の漢乃明帝と佛と云々て中國よひ人

神國中々嘉祿なるやと末に宗廟に禮乃とされ

る明帝をわて一にうてたて夢武帝も甘き佛

みまといひ多へし御夢ハ其思ひの感めて事此雲一わ

と御夢云々一右大和是等と考へて信授れわたり

秋さく候一

三桓武天皇ハ賢主少の院

信授云桓武帝ハ賢主なりと云ふわ多のハ聖武桓武延喜

天曆乃四賢といふ

今按云々ハ心中實錄よをひて桓武帝ハ賢徳見ゆ

と云中山忠親乃水鏡と考ふハ桓武帝を云々

醍醐帝乃所製タカミミよわく弘法大師遊方記ユウホウキよ弘仁二
 年九月高岳親王出家タカノカ寧海ニシマス示親王ニシタニ歌ウタ云伊布奈イブナ
 良久捺落乃楚古丹於知奴禮波利利毛毘舍毛ラクナサラクノツグコタンニチヌレハセツリモヒサモ
 邊陀天也和寸留ヘタテヤハスル清輔シヨフ袋フクロ乃ニ云イハス記キ云イハスわ
 思ふモト好者コウモノ者モノびビ一ヒト紙シ於ニ一ヒト半ハ免メてテ醍醐帝乃タカミミ
 沖ウキうウあアまマすスあアうウ又マタ獲ウケ生ナマ死シ事コトとト神カミ矣ナリよわくワ凶ケウ事コト
 たりタリ後漢書コウカンショ云イハス獻帝ケンテイ初平ショヘイ年中長湫ナガキウ有アリ人ヒト姓桓氏セイケンシ
 死棺シカン歛リン月餘ヨソ其母聞棺中聲發ミケカネナミナリ之遂生スナハチナマシ占ウラナヒ曰イハス至陰シイン
 爲陽ユキヨウ死シうウるル未ミのノ下人ゲノヒト爲上ノチノウヘ其後曹公由燕上起コウヨリシヨニと
 わりワリかカるル半紙ハシ知チうウるル若月ニホグハツ花紙ハナシ祢ネちんチン中ナカとト解カキまマうウけ

半信疑々

[illegible]

わりて記乃三人者女御とわもともなり記うさう
 恒子懷姫して八月ヤツキ及びて病死ハゲシと帝御ミナトおけさ
 ゐわもりモミヤは親ヨくなら世成ヨとてあ御ミおた
 ましあ御ミは栗田園白道兼其アハタノクニダミチカミうミいさミ殿上人
 中て苑人并アツキせうヒ病ケ悲華經キヤウ乃妻子珍宝サイミチンホウ
 及王位臨命終時不隨者キウ中ミい子文紙書モミカキて見ミせ
 奉ミり御出家ミツケとす先我身ツカミも法供ホフクして剃髮テイハツして
 とへあをミ縣ミカしミされミもさミいミぶミさミうミみ大因裏ダイインリと
 志ミのミひミお花山寺ハナヤマジ小ミ入ミ落飾ラクシヤクまミくミ入ミ覺カウ也
 号カウし終ミ御年ミわミのミふミ十九ミなり知人チヒトたミりミに天丈テンサウ

博士安倍晴明ハカセアベハルアキミ天子去位サレノミヤナリ乃天変アメノマヒ試考シカウへ知系チケイ因イン考カウ
 あ終ミ成ミ告ミさミりミれミふミりミて東宮懷仁カチニト即位キツイまミ
 後ミと一條院イチジョウイン中ミと後ミは花山法皇ハナヤマホウ中務ナカニツとミ女房メウバウ
 小使コシ終ミひ鷹司四君タカノシヨウキミ通ミし終ミひミとわミり小世継コヨシツグ十
 訓抄クニササと考ミあミと一條院イチジョウイン乃堀河ホリカワ女御メミとミ六堀河ムツホリカワ右大臣
 弘光コウミツ乃女メ中ミて御ミみミとミ色ミをミれミとミ色ミ後ミ御堂ミタウ
 園白道長エンハクミチチカ乃女メ彰子シヤウジ終ミて女御メミ中ミてミ菟ミ子ミ玉ミ
 終ミひミかミ々ミ菟ミ子ミ玉ミとミ終ミて上ミ皇ミ女メ御ミ乃ミ堀河ホリカワ乃ミかミ人ミハ入ミせ終ミてミも
 ちミをミれミはミなミげミきミ志ミ門ミと痛ミふミたミりミて死ミせミるミが弘光コウミツとれ

改恨て死シ一ありぬが惡靈アキラとありて上東門院トモエノイノとなりや
 大槌オホツチと世に惡灵アキラ此大蛇オホヘビといふ見たりとわくこれとせよ
補大槌オホツチ云々大槌オホツチ師モロ師モロ女メ安子ヤシ村上天皇ミコ此コノ后ミコに立タチ
 弘徽コノキテニ后ミコはたは宣耀ノボリタテ殿ミヤ女メ河カハはた大槌オホツチ師モロ尹ミヤの女メたり
 此時フキツキ藤フジ壺ツボはたけけぬアハわふハた安子ヤシ中ナカ隔ヘリ乃ナラバ磯イソ
 小穴コアナ残ノコわをて見ミえりハ女メ河カハ此コノかハら矢ヤりハまハれハ安子ヤシ
 神カミさハくハあハふハ番バン乃ナラバ破ヤとハりて其ソノ穴アナより女メ河カハ残ノコ
 うらふハあハふハ女メ河カハ此コノはたハとハれハよハわハるハおハろハ帝ミカドの
 おハろハしハせるハ時トキをハらハくハハハ事コトいハうハせハるハをハわハるハ
 身ミ残ノコらハわハをハてハ妻イメ化カせハてハ死シなハるハ一ハ此コノ段ダン訂テイ補ホ

新アト安ニ德トク天テン皇スハ八ヤ俣ヒタ比ヒ大オホ蛇ヘビの化ケ身ミ也ナリ寶ホウ劍ケンと衣イ返ヘとハ後ノチ
 俗ソコ伝デン云ク安ニ德トク天テン皇スハ八ヤ俣ヒタ乃ナラバ大オホ蛇ヘビの化ケ身ミなり大オホ蛇ヘビ素ソ素ソ馬ウマ
 尊ミコトの害ガイ也ナリ後ノチ尾ビよりわハれハ劍ケンとハり家イヘ是コノ天テン叢ソウ雲ウン劍ケンの
 て後ノチ草クサ薙ナギ劍ケンとハ號カウとハ其ソノ後ノチ彼カ大オホ蛇ヘビ安ニ德トク帝テイとハりハれ
 多ホウ寶ケン劍ケンとハ衣イ返ヘとハ入カ海カイ一ハ終ハりハるハ朝アサ延ノボリ乃ナラバ政セイ持チとハり
 一ハりハ也ナリ云ク

今イマ按アタ子シ小コ安ニ德トク帝テイとハ八ヤ俣ヒタ乃ナラバ大オホ蛇ヘビの再サエ生イキ也ナリすハふハ事コトをハ
 安ニ德トク帝テイ乃ナラバ又マタ大オホ蛇ヘビの尾ビよりわハるハ一ハ叢ソウ雲ウン劍ケンの後ノチ草クサ薙ナギ
 劍ケンとハ號カウ一ハ同ドウ本ホン氏シ乃ナラバ東トウ征セイ乃ナラバちハちハりハ朝アサ延ノボリ乃ナラバ政セイ持チとハり
 此コノ事コトもハり安ニ德トク帝テイ此コノ帝テイ一ハて入カ海カイ志シ多ホウ一ハハハ崇シュ祚ソ

帝乃神宇に天目一箇神此裔成てはくらゝめ給
へる劔なり其相遠哉考へ給へ但一寶劔入海乃事
小子細わり東家秘傳神皇實錄云天御中主神
與大日靈貴盟宜皇孫尊天津彦彦火瓊杵尊天皇如八
坂瓊之勾是神璽なり舊事紀云玉作乃祖櫛の玉神と
お令ハ倭時彥なるのみなり古事記云尺八坂と訓同ハ八坂ハニセ地の名
汝麻留の孫なり。釋曰本紀云尺八坂と訓同ハ八坂ハニセ地の名
なりけ地ハニセ地也然レニ汝を櫛と櫛統ハ倭ハスノ内ニ在ルコトハ
わくも祇代の風々然れどもてオレかきりとをともあり禁秘抄云
夢永ハ海中より出りてオレカキリとをともあり禁秘抄云
てこれをむしりて我後風云記云八坂丹王色青日青八坂瓊玉
舌テタヘナシヲラサメアカシタノニツリヨウカラコトクニスミビキ
以曲妙治天下之政且如白銅鏡又麻呂發後と記と
畧してまじがみと唱ふるハ美神津鏡といひ又八咫鏡といふハ想と
ハすなり天標所令此他無不あり通鑑府中家云非乃月夜八咫鏡ハ

分後經八寸乃後と云ふこと一 又云是と云ふこと日像八咫後と云ふこと
 八咫後八咫形と云ふこと八咫と云ふこと後事よけ神後と云ふこと八咫後
 形と云ふこと素戔尊と云ふこと 又分明者行山川海原即撰是
 なることと云ふことと云ふこと
 靈劔 天叢雲劔後又素戔尊劔 平天下利万民矣補類聚
 神祇本源に云肆以名之三種神璽也。北畠親房解
 して曰く瓊乃こころ曲妙なる所と云ふ順代公と云ふこと一 瓊乃
 亦代口変云云此温潤仁惠の事なり 貝原氏云云此柔かなること
 温潤乃仁徳と云ふこと天う下れ此事と云ふことめせと云ふこと曲妙と
 云ふことハ云ふことなるなりハ一定の事と云ふことと云ふことと云ふこと
 云ひて此云云此乃後と云ふことそれと云ふこと曲妙と云ふこと
 云ふことと云ふことと云ふこと中と云ふことの中と云ふこと
 後と云ふことと云ふこと素戔尊の事なりと云ふことと云ふこと
 利と云ふことと云ふことと云ふこと 又云と云ふことと云ふこと
 分明なることと云ふことと云ふこと

私に其徳をくみて新義成るすよ是非を悉く
かゝるを徳とせし事なり其すゝにさるる
感應と云はれ徳と云はれ是正徳の本源なり中にも
かゝるを徳とせし事なり其すゝにさるる
うとせし徳と云はれ公性なり其後ハ慈悲改断ハ其
中より又またさるる新義成るすよ是非を悉く
所をそとせし徳と云はれ天よりかゝる日月よ
るわたりて日月を明くはれと云はれ
西土の事とあり。見よ其云はれ後のことなるはれ
山川海嶺と云はれ見るに徳なり其後ハ慈悲改断ハ其
中より又またさるる新義成るすよ是非を悉く

わたりて日月を明くはれと云はれ
万民と云はれ其すゝにさるる
たふと改断なり其後ハ慈悲改断ハ其
氏云ぬと云はれ其すゝにさるる
公敵と云はれ其すゝにさるる
いふと云はれ其すゝにさるる
わたりて日月を明くはれと云はれ
要る正直慈悲改断なり其後ハ慈悲改断ハ其
肯廣く尚書なり其すゝにさるる
智仁勇乃達徳なり其後ハ慈悲改断ハ其
器世より其すゝにさるる
又云我國之所以殊諸方者以神國也神國之所
以有靈異者以寶器也

廣義傳言新義卷六

十

醉
成

